

## 第 1 回協議会の意見への対応

## 1. 関係機関との連携に関する意見

| 意 見  | 対 応   |
|--|---|
| 緊急事態が発生したときに一番早く措置しなければならないのは市町村であり、県と民間部門が市町村とうまく連携できるようにする必要がある。 | 県は、市町村をはじめ民間事業者と非常通信体制の整備を図るとともに、平時から関係機関が共同した訓練を行うことにより情報伝達体制を絶えず見直し、連携を強化してまいります。また、市町村国民保護対策本部が設置された場合は、市町村国民保護対策本部に県職員を派遣して連携を図ってまいります。 |
| 市町村でも 24 時間態勢を整える必要があるのではないかと。                                     | 市町村が夜間・休日等における警報の発令、避難の指示の住民への伝達等に対処するため、県の態勢に準じた宿日直体制の整備や市町村長への緊急連絡体制の整備など、迅速な初動態勢を確保するように指導してまいります。                                       |

## 2. 県民の協力に関する意見

| 意 見   | 対 応  |
|---|--|
| 県民が県民同士で助け合っていく、NPO が地域を守りあっていけるような埼玉県にできたらよい。                                  | 被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの県民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図ってまいります。  |
| 被害を最小限にするためには身近な物を利用した、国民一人ひとりの対処能力の向上が必要である。                                   | 県及び市町村は、自主防災組織やボランティア等に対して必要な支援を行い、その育成に努めてまいります。  |
| 自分の命は自分で守ることが第一の鉄則である。そのためにも市民が、管理ではなく自己決定と自己責任で先頭に立って動けるための知識の普及をしていくことが必要である。 | 県及び市町村は、平素から国民保護措置の重要性について、意識啓発を行い理解を深めてまいります。<br>今後作成するパンフレット等に、平時から準備すべき物や避難の際の留意点などを盛り込みます。                 |
| 県民に危機感が伝わる必要があるとあり、例えば学校教育などに取り入れて各家庭に正しい危機意識を持ってもらうことも重要である。                   | 県民の意識啓発等に、「県及び市町村は、平素から国民保護措置の重要性について、パンフレットの配布、研修会の実施や、教育の場を通して意識啓発を行い、理解を深めることとする」という内容を盛り込みました。(55 頁・21 行目) |
| 計画は実行できて初めて意味を持つものであり、そのためにも関係機関が一体となった訓練が不可欠である。                               | 国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めてまいります。  |
| 天然痘のテロが一番心配であり、天然痘が散布されたと想定した訓練を実施する必要があるのではないかと。                               | 今後、生物剤を使用したテロ等の訓練を計画してまいります。   |
| 発生源が一体何なのか早めに同定することが重要であり、訓練もそのことを重視し、徹底してやらないと関係者も住民もパニックに陥り、社会的不安定が拡散してしまう。   |  |

### 3. 国民保護措置の実施体制に関する意見

| 意見   | 対応  |
|--|---|
| ある事態が発生したとき地域防災計画対応の事態か、国民保護計画対応の事態なのか瞬時の見極めは出来ない。原因が分からない段階で対応できる体制づくりが必要である。 | 県内において原因が明らかでない大規模災害等が発生した場合に、まず知事は「埼玉県危機管理指針」に基づき、直ちに「危機対策会議」又は「危機対策本部」を開設し、迅速な情報の収集及び的確な対応策を実施します。原因が明らかになった段階で、災害対策本部や国民保護対策本部などの内容に応じた体制に移行し、的確な措置を実施してまいります。 |
| 緊急時には現場指揮権を最優先にして、縦割りの対応とならないようにすることが大切である。                                    | 現地対策本部をすみやかに設置し、縦割りの対応とならないように、迅速かつ強力な応急措置を実施してまいります。   |

### 4. 避難に関する意見

| 意見  | 対応   |
|---|--|
| 避難することを安易に考えない方がよいと思う。家にとどまろうとするパターンもあり、人間心理を踏まえた対応を取らなくてはならず、単純にみんな避難させることをして、逆に混乱する場合もあることを考慮する必要がある。 | 武力攻撃事態の態様に応じて、一時的な屋内退避や大規模かつ長期の避難などを想定した複数の避難実施マニュアルを作成するとともに、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況などの情報を迅速かつ正確に提供し、混乱が生じないようにしてまいります。                                  |
| 目や耳の不自由な人や外国人などに正しい情報が伝わらないとパニックになる恐れがあるが、その対策は。  | 在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、福祉部局との連携を図るとともに、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備するようにしてまいります。<br>外国語による市町村防災行政無線での放送や広報車での広報等により、外国人住民への周知方法について明らかにするようにしてまいります。   |
| 情報伝達の手段として自転車やヘリコプターの活用がある。   | 情報伝達手段として自転車を活用することは、市町村区域の中で有効と考えられますので、市町村計画策定の中で指導してまいります。<br>市町村の住民等の伝達の中に、「県は市町村から要請があり、必要があると認めるときは、ヘリコプター等による広報を実施する」という内容を盛り込みました。<br>(72頁・19行目) |

## 5 . 救援に関する意見

| 意 見  | 対 応  |
|--|--|
| <p>緊急救援物資の輸送については受け入れ態勢に不備があり、物資が必要なときに必要な場所に輸送できないことが多い。輸送事業者のノウハウを活かすことが必要である。</p> | <p>本県への応援物資は、直接避難施設へ輸送するのではなく、まず大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで輸送してまいります。</p> <p>県及び市町村は、物資集積所における応援物資の仕分け、配送及び発送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について、あらかじめ定めてまいります。</p> <p>現在、輸送事業者や国、県等のメンバーからなる救援物資管理システム検討委員会を設置し、災害時における効率的な仕組みづくりを検討しています。その検討結果を活用してまいります。</p> |
| <p>医療機能を維持するためには上下水道や通信、ガスといったライフラインが確保されなければならない。</p>                               | <p>ライフライン事業者である地方公共団体及び指定公共機関、指定地方公共機関は、自然災害に対する既存の予防措置を活用しながら、拠点の分散や代替施設の整備等により代替性を確保するなど、ライフライン施設の機能の充実に努めてまいります。</p>  |

## 6 . 武力攻撃災害への対処に関する意見

| 意 見  | 対 応  |
|--|--|
| <p>N B C 攻撃に医療関係者が安全に対処できるマニュアルを医師会と県が協力して作成する必要がある。</p> | <p>県は、N B C 攻撃が行われた場合における対処手順や対処方法を定めた医療・救護マニュアルを策定してまいります。このマニュアルの中で、医療関係者や自衛隊、消防などの国民保護措置従事者の安全を確保してまいります。</p> |

## 7 . その他の意見

| 意 見  | 対 応   |
|--|---|
| <p>地域防災計画をベースに、国民保護計画では何が足りないのか探して知恵を積み上げていくことが現実的であり、市町村などにとっても理解しやすいのではないかと。</p> | <p>国民保護計画の内容で、住民の避難、備蓄、N B C 攻撃への対処といった内容は、地域防災計画と異なる特有の内容です。したがって、これらの内容を市町村国民保護計画に盛り込むよう指導・助言してまいります。</p> |